

## 鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

持続可能な鵜飼観覧船事業の実現に向け、既存鵜飼観覧船の改造（高付加価値化）により富裕層、女性客、外国人を主なターゲットとする高級鵜飼観覧船（以下「高級船」という。）を就航させ、乗船客の満足度向上と経営収支の改善を図ることを目的とした事業を実施するにあたり、鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造（設計・施工）等を行う業務委託事業者の選定を公募型プロポーザル方式により、公平かつ適正に実施するために、必要な事項を定めるものです。

### 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託基本仕様書（以下「業務仕様書」という。）」参照  
※業務仕様書の内容は現時点の予定であり、契約候補者選定後の打合せにより変更する場合があります。
- (3) 期 間 契約締結日から令和4年2月10日（木）まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 契約者数 1者
- (6) 予定価格 15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格等

#### (1) 条件

本プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件をすべて満たしていることが必要です。

なお、参加については単独又は複数が共同で応募することができます。ただし、複数が共同で応募する場合（以下「共同体」という。）は代表構成員1者を選定してください。代表構成員は共同体の代表として市との連絡窓口となります。なお、事業者登録していない法人は、共同体の構成員となることはできませんが、代表構成員となることはできません。また、共同体の全構成員が、以下に掲げるア～オの条件をすべて満たし、共同体の構成員全体で、カ、キの条件を満たしていなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

ウ 本プロポーザルに係る提出書類を提出した日から契約締結の日までの間に、岐阜

市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定に基づく資格停止措置を受けていないこと。

エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。

オ 市町村税を滞納していないものであること。

カ 平成29年以降、施設・店舗・家屋等の新築又は改築若しくは船舶等の新造・改造において、3件以上の設計の実績を有するものであること。

キ 平成29年以降、施設・店舗・家屋等の新築又は改築若しくは船舶等の新造・改造において、3件以上の施工の実績を有するものであること。

## (2) 共同体に関する事項

各構成員が、本公募型プロポーザルに参加する単独又は共同体のうち、他のいずれにも重複して所属していないこと。

## (3) スケジュール

	内 容	期 間
①	募集期間（公告期間）	令和3年 9月30日（木）から 令和3年10月14日（木）まで
②	質問の受付	令和3年 9月30日（木）から 令和3年10月 7日（木）まで（必着）
③	質問の回答	令和3年10月11日（月）（予定）
④	参加表明書の提出期限	令和3年10月12日（火）
⑤	提出書類の受付	令和3年 9月30日（木）から 令和3年10月18日（月）まで（必着）
⑥	審査	令和3年10月21日（木）（予定）
⑦	審査結果	契約候補者の選定後、速やかに提案者に通知します。
⑧	契約の締結	令和3年10月下旬（予定）

※日程については、本市の都合により変更する場合があります。

## 4 提出書類等

### (1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。以下に示す提出書類のうち、①参加表明書（様式1-1）、②提案者情報書（様式2-1）を併せて事務局まで提出してください。なお、共同体で参加する場合は、①参加表明書（様式1-2）、②提案者情報書（様式2-2）を用いてください。

参加表明後に参加を辞退する場合は参加辞退届出書（様式任意・代表者印及び辞退理由必須）を提出してください。

ア 提出書類および部数（1応募者につき1提案とします。）

- ① 参加表明書（様式1-1又は様式1-2）・・・・・・・・・・・・ 1部
- ② 提案者情報書（様式2-1又は様式2-2）・・・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式3）・・・・・・ 1部
- ④ 業務実績の内容が確認できる契約書等の写し・・・・・・・・・・・・ 1部
- ⑤ 業務主任者情報（様式4）
- ⑥ 経費見積書（様式5）  
経費見積内訳書（様式5-別紙1）
- ⑦ 法人所在証明書及び市町村税完納証明書・・・・・・・・・・・・ 1部  
ただし、事業者登録していない法人の場合は次の書類を提出してください。  
開業届の写し及び市町村税完納証明書（個人事業主の場合）・・・・ 1部  
※応募日前3か月以内に発行のもの。
- ⑧ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・ 10部
- ⑨ 業務実施スケジュール（様式6）・・・・・・・・・・・・・・ 10部

※ 各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できます。

※ ⑧の書類については、（2）アを参照して作成してください。また、⑨の書類については（2）イを参照して作成してください。

※ 提出書類③から⑨までの書類にインデックスをつけ、各1部を正本として紙ファイルに綴じ、⑧、⑨は副本として紙ファイルに綴じ9部提出してください。また、共同体で応募する場合、③、⑦はすべての構成員が提出してください。⑥については、代表構成員が、共同体名を付して提出してください。

## （2）提出書類に係る留意事項

ア 企画提案書について

業務仕様書に基づき、高付加価値化に対するトータルコンセプトを示すとともに、鵜飼観覧船の改造案（デザインパース及びアピールポイント）を3点以内で提案し、それぞれについて、デザインの特長・機能等を分かりやすく記載した企画提案書を作成すること。なお、利用者に再度の利用を促すための工夫を盛り込んだ提案とすること。

企画提案書は、評価の公平性を保つため、A4版・片面10枚以内・左上1ヶ所綴じの印刷物とし、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）は記載してはならない。

また、企画提案には、それぞれ次の項目を必ず明記すること。

- ① 鵜飼観覧船の高付加価値化（高級化）
  - ・トータルコンセプト（業務仕様書の業務の目的を理解したうえで考案すること。）

- ・デザインパース及びアピールポイント（高級船として鵜飼観覧のしやすさや船内で快適に寛げるための豪華な設え等：3点以内）
- ② 高級船の劣化を防止するための設え
  - ・ 仕様
  - ・ イメージ図（劣化防止のための設えを施したイメージ図・1点）
- ③ 実施体制
  - ・ デザイン・施工等の担当者や業務主任者など役割分担を示した資料
- ④ 設計・施工実績の内容が分かる資料
  - ・ (1) ア④の物件について、施工後の内外装が確認できる写真等
- イ 業務実施スケジュールについて
  - 業務遂行にあたって、余裕を持ったスケジュール案を提案すること。なお、改造作業を実施する場所についても明記すること。
- ウ 経費見積書について
  - 本業務に係る経費を全て含むこと。また、業務遂行には3隻分の改造図面（デザイン図・平面図・立面図）の作成が必要になりますので経費見積書作成にあたって留意すること。なお、内訳は可能な限り詳細に記載すること。
- (3) 提出書類の取扱い
  - ア この実施要領を含む本プロポーザルにかかる全ての書類については、本プロポーザルにおける提案目的以外による使用、複製及び転載を禁止します。
  - イ 受付期間後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは認めません。
  - ウ 提出された書類は一切返却しません。
  - エ 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
  - オ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しません。
  - カ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例28号）に基づく公開請求により公開する場合があります。
  - キ 提出書類に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円に限ります。また、提出書類の内容について、別途確認することがあります。

## 5 提出方法

提出書類は受付期間内に事務局へ郵送又は持参すること（電子メールでの提出は、受理しない）。なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時30分までの間（正午から午後1時までを除く。）に行うこと。

## 6 質問受付及び回答

(1) 質問方法

質問受付期間内に、質問書（様式7）を事務局あてに電子メールにより提出すること。その際の件名は、「公募型プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 質問受付期間

「3（3） スケジュール ②」のとおり

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は質問者を伏せた形で本市ホームページに掲載する。

なお、事業者選定に公平性を保てないと認められる内容の質問がある場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとする。

(4) 質問回答予定日

「3（3） スケジュール ③」のとおり

## 7 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定する。

ア 本市が設置する「鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施。審査委員会の各委員が評価基準に基づき採点し、合計点数を決定する。

イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定する。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価ごとに最も多く1位票を獲得した提案者を優位とする。1位票が同数の場合は、その中から2位票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を優位とする。

ウ イで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定する。

エ 契約候補者選定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する。

ただし、審査により契約候補者が決まった後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結の際の交渉が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の交渉をする。

(2) プレゼンテーション

ア 開催日時・場所

「3（3） スケジュール ⑥」のとおり

詳細は別途、提案者に連絡する。

イ 内容

- ① 持ち時間は、各提案者、企画提案15分、質疑応答10分とする。
- ② 出席者は、業務主任者を含む3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの実施順序は、参加表明の受付順とする。
- ④ プレゼンテーション実施に当たり使用する備品等は全て提案者で用意することとし、使用する備品等については、事前に報告すること。

なお、プロジェクター、スクリーン及びコンセント1か所については、本市で用意する。パソコンは、提案者側で用意すること。また、ヒアリングの追加資料及び企画提案書等に記載していない新たな情報の使用は認めません。

(3) 審査委員会の運営

審査委員会は、委員4名で組織する。

(4) 評価基準

- ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとする。
- イ 評価点は、次のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点します。

		評価点数
A	とても優れている	5点
B	優れている	4点
C	普通	3点
D	あまり評価しない	2点
E	ほとんど評価しない	1点

- ウ 「価格評価」は次の算出式を用いて行います。

$$\text{価格点} = 10 \times (\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額}$$

※小数点第1位まで、第2位を四捨五入

(5) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、速やかに提案者宛てに文書にて通知する。なお、電話等による問合せには応じない。
- イ 審査結果は、本市ホームページで公表する。なお、審査結果において契約候補者及び次点契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表する。
- ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けない。

## 8 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
- イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- ウ 経費見積書において見積額が予定価格を超えている場合

- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

(3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、提案者の負担とする。

(4) 共同体との契約

共同体が契約候補者として選定された場合は、本市と共同体の代表構成員が契約を締結します。そのため、契約時に代表構成員の権限や構成員の責任等を明記する共同体協定書、各構成員が代表構成員に委任する権限を明記する委任状を提出していただきます。

## 9 事務局

〒500-8009

岐阜市湊町1-2 岐阜市鵜飼観覧船事務所

担当：山田

電話：058-262-0104（直通）

メールアドレス：ukai-j@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

【鵜飼観覧船の高付加価値化を目的としたデザイン・改造等業務委託】

評価項目		評価視点	評価点	換算値	配点
実績	能力	設計・施工した実績を有する物件（新築・新造または改築・改造）は、興味や関心を引く魅力的な物件であるか	5	× 2	10点
企画提案	注目度	コンセプトにインパクトや新鮮さがあり、高級船として広く注目を集められる内容となっているか	5	× 3	15点
	企画力	高級船として鵜飼観覧のしやすさや船内で快適に寛げるための豪華な設えを含むなど魅力的な内容となっているか	5	× 5	25点
	提案力	風雨・日光等による劣化防止や他の鵜飼観覧船との接触等による破損防止など鵜飼観覧船の維持管理について工夫された内容となっているか	5	× 3	15点
実施体制		経験豊富な業務主任者を配置する、業務の進行に十分な人員を配置するなど、業務完了が可能な実施体制であるか	5	× 3	15点
スケジュール評価		デザイン、改造内容の確認及び施工のスケジュールは実行可能なものであるか	5	× 2	10点
価格点		基準額（予定価格）に対し妥当であるか			10点
合 計					

合計 100点